

# 社会福祉法人若草福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若草福祉会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席費用弁等)

第3条 役員は、無報酬である。

会議に出席した場合の費用を弁償する。

理事会及び評議員会、監査を実施した場合の費用弁償額

|      |          |
|------|----------|
| 津市市内 | 3,000 円  |
| 県内   | 5,000 円  |
| 県外   | 10,000 円 |

(役員等の勤務報酬等)

第4条 役員が、理事長の命を受けて、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改廃)

第6条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃できる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1

| 名 称                  | 報 酬     |
|----------------------|---------|
| 理 事 長 業 務 報 酬 等 (時額) | 1,500 円 |
| 理 事 業 務 報 酬 等 (時額)   | 1,300 円 |
| 監 事 業 務 報 酬 等 (時額)   | 1,300 円 |